

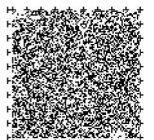
下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準

下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画

(令和 7 (2025) ～ 9 (2027) 年度)

令和 7 (2025) 年 2 月

下 松 市



## 目 次

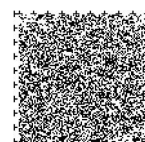
### 第1章 下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 1 ユニバーサルデザイン化整備標準の位置付け .....          | 1 |
| (1) 目的                                |   |
| (2) 位置付け                              |   |
| 2 ユニバーサルデザイン化整備標準の対象とする公共施設等 .....    | 2 |
| (1) 対象公共施設等                           |   |
| (2) 公共施設等の分類                          |   |
| 3 ユニバーサルデザイン化整備標準 .....               | 3 |
| 4 整備手法 .....                          | 4 |
| (1) 新築・改築による整備                        |   |
| (2) 改修等による整備                          |   |
| 5 備品の活用等によるソフト面での対応 .....             | 4 |
| 6 ユニバーサルデザイン化整備標準の見直しと整備状況の公表 .....   | 4 |
| 7 参考資料 ユニバーサルデザイン化整備標準の対象としない公共施設等 .. | 5 |

### 第2章 下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画

(令和7(2025)～9(2027)年度)

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 1 計画の位置付けと計画期間 .....    | 6    |
| (1) 計画の位置付け             |      |
| (2) 計画期間                |      |
| 2 対象とする施設と整備内容 .....    | 6    |
| (1) 対象施設                |      |
| (2) 整備内容                |      |
| 3 計画期間中の実施事業 .....      | 6    |
| 4 計画の推進 .....           | 7    |
| (1) 所管等                 |      |
| (2) 見直し                 |      |
| 別表 ユニバーサルデザイン化整備事業..... | 8, 9 |



# 第1章 下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準

令和7（2025）年2月

## 1 ユニバーサルデザイン化整備標準の位置付け

### (1) 目的

本市はこれまで、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方のもと、山口県福祉のまちづくり条例（平成9年山口県条例第1号）に定める構造等基準に適合させながら公共施設の整備に努めてきましたが、建築年等の違いにより、建物における、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた方への配慮や機能が十分でない施設があります。

この下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準は、本市が所有する公共施設（建物）及び公園施設（建物）（以下「公共施設等」という。）について、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及びバリアフリー法第14条に規定する建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）に適合させるための公共施設等の整備に加え、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）において、ユニバーサルデザインとは「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」とされていることを踏まえ、必ずしもバリアフリー基準に適合せず、又は定められてはいないが、この行動計画の考え方に沿った公共施設等の整備を推進していくため、整備する機能の基準等（以下「ユニバーサルデザイン化整備標準」という。）を定めるものです。

### (2) 位置付け

(1)の目的のほか、このユニバーサルデザイン化整備標準は、下松市前期基本計画の公共施設の総合管理の施策「公共施設等のバリアフリー化」、及び下松市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の公共施設（建物）の管理に関する基本方針「ユニバーサルデザイン化の推進」に則して定めるものです。

#### 下松市前期基本計画（令和3年3月策定）

7 行政管理 1 効率的な行財政運営 2 公共施設の総合管理

#### (4) 公共施設等のバリアフリー化

道路や公共施設、公営住宅等でのバリアフリー化について、ニーズに合わせた整備を推進します。

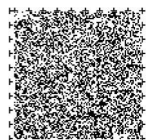
#### 下松市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針 2 基本方針

1 公共施設（建物）の管理に関する基本方針 1 公共施設（建物）の質の向上

#### ● ユニバーサルデザイン化の推進

今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には、利用者の年齢や障害の有無等を超えて誰もが使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。



## 2 ユニバーサルデザイン化整備標準の対象とする公共施設等

### (1) 対象公共施設等

ユニバーサルデザイン化整備標準の対象は、総合管理計画に掲げる対象施設のうち、不特定多数の市民が利用する次の公共施設等とします。

#### 〔対象公共施設等〕

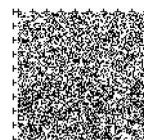
| 総合管理計画上の中分類等  | 施設名称等                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 集会施設          | 市民交流拠点施設、8 公民館、駅南市民交流センター、勤労者総合福祉センター、下松タウンセンター屋外ステージ        |
| 博物館等          | 文化健康センター（スターピアくだまつ部分）、郷土資料展示収蔵施設                             |
| レクリエーション・観光施設 | 市民体育館（柔剣道場含む）、下松スポーツ公園体育館、温水プール、下松スポーツ公園附属施設、国民宿舎大城、笠戸島家族旅行村 |
| 産業系施設         | 農業公園（公衆便所）、栽培漁業センター（一般利用部分）                                  |
| 保健施設          | 文化健康センター（保健センター部分）                                           |
| その他社会福祉施設     | 中村総合福祉センター、地域交流センター                                          |
| 庁舎等           | 本庁舎                                                          |
| その他           | 駅トイレ、市民運動場（公衆便所）、公衆便所（墓地を除く）、駅北立体駐輪場                         |
| インフラ系施設       | 公園施設（建物、公園案内板）                                               |

### (2) 対象公共施設等の分類

対象とする公共施設等を、用途に応じて次のように再分類します。

#### 〔対象公共施設等（再分類）〕

| 分類     | 施設名称等                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庁舎     | 本庁舎                                                                                                                                                             |
| 保健センター | 文化健康センター（保健センター部分）                                                                                                                                              |
| 市民交流施設 | 市民交流拠点施設、8 公民館、駅南市民交流センター、勤労者総合福祉センター、文化健康センター（スターピアくだまつ部分）、中村総合福祉センター、地域交流センター、市民体育館、柔剣道場、下松スポーツ公園体育館、温水プール、国民宿舎大城、笠戸島家族旅行村、郷土資料展示収蔵施設（島の学び舎）、栽培漁業センター（一般利用部分） |
| 公衆トイレ  | 農業公園（公衆便所）、駅トイレ、市民運動場（公衆便所）、公衆便所（墓地を除く）、下松スポーツ公園附属施設、公園施設（建物（米泉湖野外音楽ステージを除く））                                                                                   |
| その他    | 下松タウンセンター屋外ステージ、駅北立体駐輪場、公園施設（建物（米泉湖野外音楽ステージ）、公園案内板）                                                                                                             |



### 3 ユニバーサルデザイン化整備標準

高齢者や障害者にとどまらず、妊産婦、乳幼児を連れた方など、誰もが利用しやすい公共施設を目指し、公共施設等の分類ごとにユニバーサルデザイン化整備標準を次のように定めます。

#### 〔ユニバーサルデザイン化整備標準〕

| 分類     | ※<br>多機能トイレ | 男性トイレ  |        |        | 女性トイレ  |        | トイレの<br>サンタリーボックス | ※<br>授乳室 | やまぐち<br>障害者等専用<br>駐車場 | 左の駐<br>車場屋根 | 傾斜路・段の手すり・点字ブロック | 多言語による施設案内板 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|----------|-----------------------|-------------|------------------|-------------|
|        |             | ベビーチェア | おむつ交換台 | 小便器手すり | ベビーチェア | おむつ交換台 |                   |          |                       |             |                  |             |
| 庁舎     | ㊤           | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | □                 | ○        | ○                     | ○           | ○                | ○           |
| 保健センター | ㊥           | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | □                 | ○        | △2                    | ○           | ○                | ○           |
| 市民交流施設 | ㊦           | ○      | △1     | ○      | ○      | △1     | □                 | ○        | ○                     |             | ○                | △3          |
| 公衆トイレ  | ㊧           | △1     |        | ○      | △1     |        |                   |          |                       |             | ○                |             |
| その他    |             |        |        |        |        |        |                   |          |                       |             | ○                | △3          |

#### ※ 多機能トイレ、授乳室の機能

|        |   | 車椅子対応 | オストメイト対応 | 簡易オストメイト対応 | 車椅子対応小型手洗器 | ストーマ確認用鏡／姿見鏡 | ベビーチェア | おむつ交換台／ベビーベッド | ユニバーサルシート | フイッティングボード(着替え台) | 手荷物用棚 | 呼出ボタン | 自動扉 | 授乳室手洗い |
|--------|---|-------|----------|------------|------------|--------------|--------|---------------|-----------|------------------|-------|-------|-----|--------|
| 多機能トイレ | ㊤ | ○     | ○        |            | ○          | ○            | ○      |               | ○         |                  | ○     | ○     | ○   |        |
|        | ㊥ | ○     | ○        |            | ○          | ○            | ○      |               |           | ○                | ○     | ○     | ○   |        |
|        | ㊦ | ○     | ○        |            | ○          | ○            | ○      | △1            | ○         | ○                | ○     | ○     |     |        |
|        | ㊧ | ○     |          | ○          | ○          |              | △1     | △4            |           |                  | ○     |       |     |        |
| 授乳室    |   |       |          |            |            | ○            |        | □             |           |                  | ○     | ○     |     | ○      |

△1：男性・女性トイレに設置出来ない場合は、多機能トイレに設置する。

△2：保健センターの利用者の多くが、やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の対象となるため、「車いす使用者用駐車施設」として整備する。

△3：多言語による施設案内版の市民交流施設、その他への整備は、公共施設等の規模による。

△4：広域避難場所となる公園等の公衆トイレに設置する。

□：サンタリーボックス、授乳室のベビーベッドは、備品での整備。



## 4 整備手法

### (1) 新築・改築・増築による整備

次に掲げる施設については、新築、改築又は増築によりバリアフリー基準及びユニバーサルデザイン化整備標準に適合した施設となるよう整備を行い、ユニバーサルデザイン化を図ります。

- ① 米川公民館      (米川地域づくり拠点施設整備事業)
- ② 末武公民館
- ③ 温水プール      (多機能複合型スポーツ施設整備事業)
- ④ 柔剣道場      ( 同上 )
- ⑤ 恋ヶ浜緑地      (恋ヶ浜緑地公園整備事業)

### (2) 改修等による整備

(1)以外の対象公共施設等については、施設の部分的な改修により又は施設の大規模改修に合わせて、バリアフリー基準及びユニバーサルデザイン化整備標準に適合した施設となるよう可能な箇所から整備を図ります。

公衆トイレについては、改修による整備が困難な場合は、改築により整備を図ります。

これら改修等による整備を計画的に実施するため、対象施設、実施時期、整備内容などを具体的に示す推進計画(「下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画」)を別に策定し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を着実に進めていきます。

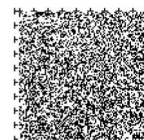
## 5 備品の活用等によるソフト面での対応

庁舎、保健センター、市民交流施設については、ユニバーサルデザイン化整備標準に定める整備のほか、施設の利用形態に応じて、貸出用車椅子、貸出用手押し車、貸出用ベビーカー、杖ホルダー等の備品の配備や、筆談等の職員による適切な配慮など、ソフト面での工夫、対応を図っていきます。

## 6 ユニバーサルデザイン化整備標準の見直しと整備状況の公表

ユニバーサルデザイン化整備標準及び対象とする公共施設等については、適宜見直しを行っていきます。

また、整備した機能等の状況については、それぞれの施設のホームページ等で市民にわかりやすく公表していきます。



## 7 参考資料 ユニバーサルデザイン化整備標準の対象としない公共施設等

次の公共施設等は、ユニバーサルデザイン化整備標準の対象としないこととします。

### 〔対象としない公共施設等〕

| 総合管理計画上の中分類等  | 施設名称等                                      |
|---------------|--------------------------------------------|
| 集会施設          | 東陽コミュニティーセンター、集会所、教育集会所（除却済）               |
| その他社会教育系施設    | 格納庫、収蔵庫                                    |
| レクリエーション・観光施設 | 笠戸島ハイツ（除却済）                                |
| 産業系施設         | 農業公園（管理棟、農機具倉庫）、切山転作研修所、栽培漁業センター（一般利用部分以外） |
| 学校            | 小学校、中学校、セミナーハウス                            |
| その他教育施設       | 小学校給食センター、中学校給食センター                        |
| 保育所           | 保育園                                        |
| その他子育て支援施設    | 児童の家、児童館                                   |
| 高齢福祉施設        | 老人集会所、老人作業所                                |
| 児童福祉施設        | 児童センター                                     |
| 消防施設          | 消防本部・署、消防機庫                                |
| その他行政系施設      | 清掃センター、不燃物中継作業所、衛生センター、衛生現業センター、緑化センター等    |
| 公営住宅          | 市営住宅                                       |
| その他           | 公衆便所（墓地）、納骨堂旗山閣、シルバー人材センター作業棟、倉庫、利用していない施設 |
| インフラ系施設       | 道路、橋梁、トンネル、公園（建物を除く）、上水道施設、下水道施設           |

